（カード代替電磁的記録利用者の失効に係る通知）

第三十九条の十二　法第十八条の二第十項の規定によるカード代替電磁的記録が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備への通知は、これを暗号化して行うものとする。［新設］

（法第十八条の二第十一項の主務省令で定める事由）

第三十九条の十三　法第十八条の二第十一項の主務省令で定める事由は、第三十九条の十一第一項第一号又は第二号に掲げる場合とする。［新設］

（市町村の長へのカード代替電磁的記録の発行又は失効に係る通知の方法）

第三十九条の十四　法第十八条の二第十二項の規定による市町村の長に対する通知は、これを暗号化して行うものとする。［新設］

（市町村の長に通知する事項）

第三十九条の十五　法第十八条の二第十二項の主務省令で定める事項は、当該カード代替電磁的記録を発行した旨又は当該カード代替電磁的記録の効力が失われた旨とする。［新設］

（カード代替電磁的記録に関し機構が処理する事務）

第三十九条の十六　法第十八条の二第十三項の主務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。［新設］

一　カード代替電磁的記録の利用を一時停止する旨の届出の受付に関する事務

二　カード代替電磁的記録に係る住民からの問合せへの対応

（運用規程）

第三十九条の十七　機構は、カード代替電磁的記録に係る業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。［新設］

（カード代替電磁的記録利用者符号の適切な管理の方法）

第三十九条の十八　カード代替電磁的記録利用者は、次に掲げるところにより、カード代替電磁的記録利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該カード代替電磁的記録利用者符号の適切な管理をしなければならない。［新設］

一　カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

二　第三十九条の六の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないこと。

（電磁的記録の保存）

第三十九条の十九　機構は、カード代替電磁的記録の発行及び失効等に係る電磁的記録を次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。［新設］

一　法第十八条の二第一項の規定によるカード代替電磁的記録の申請に係る電磁的記録　当該電磁的記録の送信を受けた日から起算して十五年を経過する日

二　法第十八条の二第八項の規定による届出の通知に係る電磁的記録　当該電磁的記録の送信を受けた日から起算して十年を経過する日

三　法第十八条の二第九項の規定によるカード代替電磁的記録の失効に関する電磁的記録　当該電磁的記録を作成した日から起算して十年を経過する日

四　内閣総理大臣が行う法第十八条の三第一項の規定による認定に係る電磁的記録　当該電磁的記録を作成した日から起算して十年を経過する日

五　内閣総理大臣が行う法第十八条の四第一項の規定による認定に係る電磁的記録　当該電磁的記録を作成した日から起算して十年を経過する日

（カード代替電磁的記録に関する技術的基準）

第三十九条の二十　カード代替電磁的記録に関する技術的基準は、主務大臣が定める。［新設］